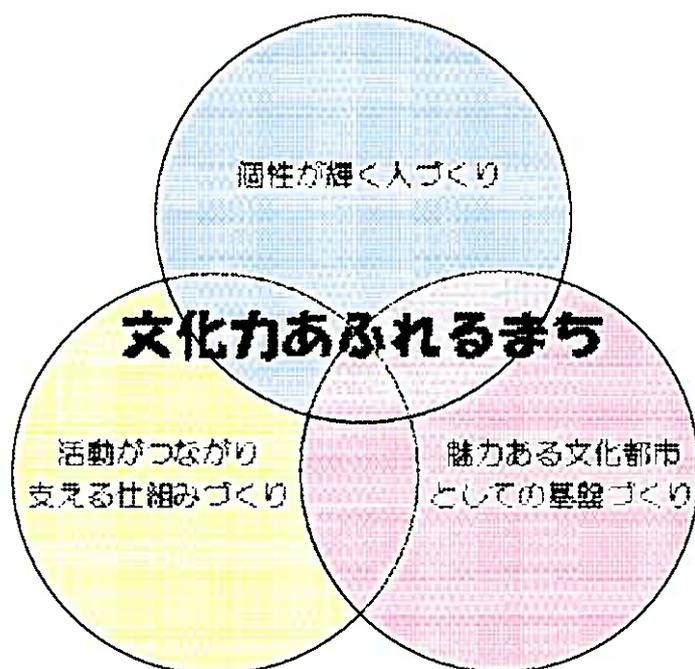


# 長野市文化芸術振興計画

～創る、伝える、活かす～



平成 22 年 4 月

長野市教育委員会



# 目 次

長野市文化芸術振興計画の概要	1
----------------	---

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の意義	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 本計画が対象とする文化芸術の範囲	4
5 計画の推進と評価	4
6 計画の推進と役割分担	5

## 第2章 長野市の文化芸術振興の現状と課題

1 長野市文化芸術に関する市民アンケート（平成18年8月）実施概要	7
2 アンケートから見た課題（まとめ）	8

## 第3章 計画の推進

1 計画の基本理念	9
2 方策と取り組みの展開の視点（キーワード）	10
3 方策の展開と具体的な取り組み	
施策1 文化芸術活動への支援と文化の創造	
方策1 文化芸術に対する意識の高揚を図ります！	15
方策2 文化芸術の鑑賞や発表の機会を充実を図ります！	17
方策3 市民等の自主的で創造的な文化芸術活動の支援を促進します！	19
方策4 市民ニーズに合わせた情報の発信を促進します！	22
方策5 文化芸術振興の拠点となる施設を整備し、適切な運営管理を 図ります！	24
施策2 歴史・文化遺産の継承と活用	
方策6 伝統文化の保存・継承活動の支援を図ります！	26
方策7 歴史・文化遺産の継承と活用を図ります！	27
施策3 「文化力」を活用したまちづくり	
方策8 文化資源を活用した地域づくりの推進を図ります！	29
方策9 文化芸術の振興により、産業や観光の振興を図ります！	31

## 長野市文化芸術振興計画の概要

計画策定の趣旨	基本理念	計画策定の視点
<p><b>1 計画の趣旨</b> 文化芸術振興基本法において、地方公共団体は、地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが求められている中、長野市の文化芸術振興の指針を示し、長野市の文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進するものです。</p> <p><b>2 計画の位置付け</b> 文化芸術振興基本法に基づき、長野市独自の計画として策定するもので、第四次長野市総合計画の個別計画に位置付けるとともに、長野市生涯学習基本構想・基本計画との整合性を図るものです。 なお、長野県文化芸術振興指針を参考にしています。</p> <p><b>3 計画の期間</b> 平成22～23年度</p> <p><b>4 計画の編成と評価</b> 本計画に基づき、市は、計画的に施策を推進します。また、長野市文化芸術振興審議会において、随時、計画に対する認識を行い、必要に応じ審議会等の見直しを行うとともに総合計画の実施計画に反映していきます。</p>	<p>「個性が輝く人づくり、活動がつながり支える仕組みづくり、魅力ある文化都市としての基盤づくりにより、文化力あるまちを目指します。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■文化芸術の環境整備</li> <li>■文化芸術と子ども</li> <li>■文化芸術に関わる人材の育成</li> <li>■市民との協働</li> <li>■文化芸術の情報収集と発信</li> <li>■文化芸術施設の整備と充実</li> <li>■伝統文化の伝承</li> <li>■歴史・文化遺産の継承と活用</li> <li>■文化芸術を通じた交流</li> <li>■文化芸術と観光（経済）</li> </ul>

### 「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あるまちづくり条例」 基本理念

- 1 誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現
- 2 自主性及び主体性の十分な尊重
- 3 文化芸術に対する意識の高揚
- 4 市及び市民等の役割と相互の連携及び協働
- 5 文化芸術に楽しみ、参加し、活動を活発に行うことができる環境の整備



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

文化芸術の振興は、郷土への愛着を醸成し、次代を担う子どもたちの豊かな感性を育むとともに、人々の生きがいづくりにつながります。また、優れた文化芸術は、魅力ある都市づくりの重要な要素をなすものです。

我が国においては、平成13年12月、文化芸術の振興についての基本理念を示す文化芸術振興基本法が施行され、文化芸術により国づくりを進める「文化芸術立国」を目指した様々な振興策が総合的に推進されています。その中で、地方公共団体に対しても、国との連携を図りつつ地域の特性に応じた施策を主体的に実施することが求められています。

一方、本市は、明治30年の市制施行以来、隣接の近隣地域との合併により、都市部と中山間地域が共存する面積834平方キロメートルの広大な市域を有することとなりました。

合併したそれぞれの地域には、独自の歴史と多様な伝統文化が息づいています。今後は、それらを地域固有の財産として継承し、発展させるとともに、一体となって新しい長野市の文化を創造していくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、すべての市民が心のゆとりと喜びを実感し活力ある社会を実現していく上で、文化芸術は非常に大切なものであり、また、多くの市民が創作、発表、鑑賞、支援等の様々な形で文化芸術活動に関わることにより、多様な価値観を認め合い、誇りが持てる地域社会の形成を目指すことが重要と考えています。

以上の観点を踏まえ、平成19年4月策定の第四次長野市総合計画に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち」ながの”」の実現に向けて、市民と行政の協働により、文化芸術及び地域固有の伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として、長野市文化芸術振興計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

#### ○ 文化芸術を取り巻く社会情勢の変化

近年、科学技術の発達に伴うインターネットや携帯機器などの高度情報化の進展をはじめとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます多様化しています。

価値観の多様化が進む中、自己実現を図るといったライフスタイルなど、「物質的な豊かさ」より精神的な安らぎや喜びのある生活といった「心の豊かさ」が重視される傾向が強くなってきています。

また、少子・高齢化社会の進展により、地域での様々な文化芸術活動の運営や実施を担う青年や成人が減少するとともに、それを受け継ぐ子どもたちも減少するなど、地域独自の伝統文化の継承・発展に支障が生じることが危惧されています。

インターネットの普及など情報通信技術の発達は、地方においても多様な情報の受発信が可能となる一方で、人間関係の希薄化を生み出し、現実社会への適応能力の低下をもたらす一因となるなど、脅威の側面も指摘されています。

#### ○ 役割の制定について

文化芸術には、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、時代を超えた喜びや感動をもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供するなど、様々な力、いわゆる「文化力」があります。

これらの「文化力」を活用し、市及び市民等が協働・連携して文化振興に力強く取り組むことで、活力あるまちづくりを実現するにむけ、平成21年9月「長野市文化芸術及

びスポーツの振興による文化力を高めるまなづくり条例」を制定し、長野市における文化芸術の振興に取り組み姿勢を明確にしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、文化芸術振興基本法に基づき、平成24年3月公表の長野県文化芸術振興指針を参考に、長野市独自の計画として策定するものです。また、平成19年4月策定の第四次長野市総合計画（前期計画：平成19年度～23年度、後期計画：平成24年度～28年度）の個別計画（総合計画に示した施策を具体的に実施又は着手する行動計画）に位置付けます。

## 3 計画の期間

本計画は、第四次長野市総合計画に準じ、平成22年度を初年度とする平成28年度までの7年間の計画です。なお、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、必要により計画の見直しを検討します。

## 4 計画の推進と評価

本計画に基づき、市は、計画的に施策を推進します。また、長野市文化芸術振興審議会において、随時、計画に対する協議を行い、必要に応じ事業等の見直しを行うとともに、総合計画の実施計画に反映していきます。

## 5 本計画が対象とする文化芸術の範囲

「文化」は、人々の暮らしや価値観、考え方など人間の生活すべてにかかわるものであり、あまりにも広範囲に及ぶことから、本計画を策定する際は、ある程度「文化」の範囲を想定する必要があります。

そこで、本計画が対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術振興基本法との整合性を踏まえ、司法が対象としている範囲を基本とします。

ただし、明示されていないものについても配慮してまいります。

### 文化芸術振興基本法が対象とする範囲

- ① 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- ② メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ③ 伝統芸術（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）
- ④ 音楽（講談、落語、民謡、漫談、漫才、歌謡等）
- ⑤ 生活文化等（茶道、華道、書道、国民音楽、出版物等）
- ⑥ 文化財等（有形及び無形の文化財等）
- ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸術、民俗音楽等）等

## 6 計画の推進と役割分担

### 1 文化芸術振興に期待される役割

#### ① 市民

文化芸術活動の主体は市民です。市民一人ひとりがお互いの価値観を認め、尊重し、文化芸術を楽しみ、主体的に活動することが大切で、一人ひとりが文化の担い手であるとの自覚を持ち、文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通して、それぞれが持っている経験や知識などの能力を昇華することが求められています。

また、文化芸術イベントの運営に文化ボランティアなどとして積極的に参画することで、参加者の立場に立った運営が行われ、文化そのものが活性化していくことが期待されます。

#### ② 文化芸術団体

同様の文化芸術活動を行う人々が集まり相互に協力し刺激し合うことで、自らの活動の幅が広がり質が高まることが期待されるように、文化芸術団体は個人の活動を支える役割を担っています。

また、複数の団体が情報を共有し連携した活動を展開することで、各団体の活動の質が向上するとともに、大規模なイベントの実施が可能となることなどにより、市民参加が促進され、市民全体の文化意識が高まることが期待されます。

#### ③ 企業

企業は、地域社会の一員であるとの自覚のもと、地域の文化芸術活動を積極的に支援するとともに、企業の持つ事業のノウハウや人材などの資源をいかして、地域の文化芸術振興の重要な担い手として地域に活力を与え、地域経済の活性化につながることを期待されています。

#### ④ 文化施設等

文化施設は、誰もが気軽に文化芸術に接することができる文化芸術活動の拠点であり、文化芸術に関する知識や情報を活用し、利用者の立場に立った施設運営とともに、優れた文化芸術事業の企画・実施、情報提供などの役割を果たすことが期待されています。

また、市民の学習拠点である公民館や生涯学習センター等の社会教育施設は、地域における身近な文化芸術活動の拠点でもあり、市民の文化芸術活動推進の役割が期待されています。

#### ⑤ 教育機関

小中学校においては、多様な文化芸術活動に参加し体験できる機会を充実するとともに、文化財などを活用し、地域の優れた文化に触れ親しむことができるようにすることが必要です。

大学等の高等教育機関においては、行政や文化芸術団体等と連携・協働し、講座やセミナーを開催し、高等教育機関が有している専門知識や人材を活用し、人材の育成や市民への啓発を行うことが期待されています。

## 2 計画の実現に向けた行政の役割

市は、文化芸術振興にかかわる総合的な企画・調整を行い、地域の特性に応じた施策を策定し計画的に推進します。

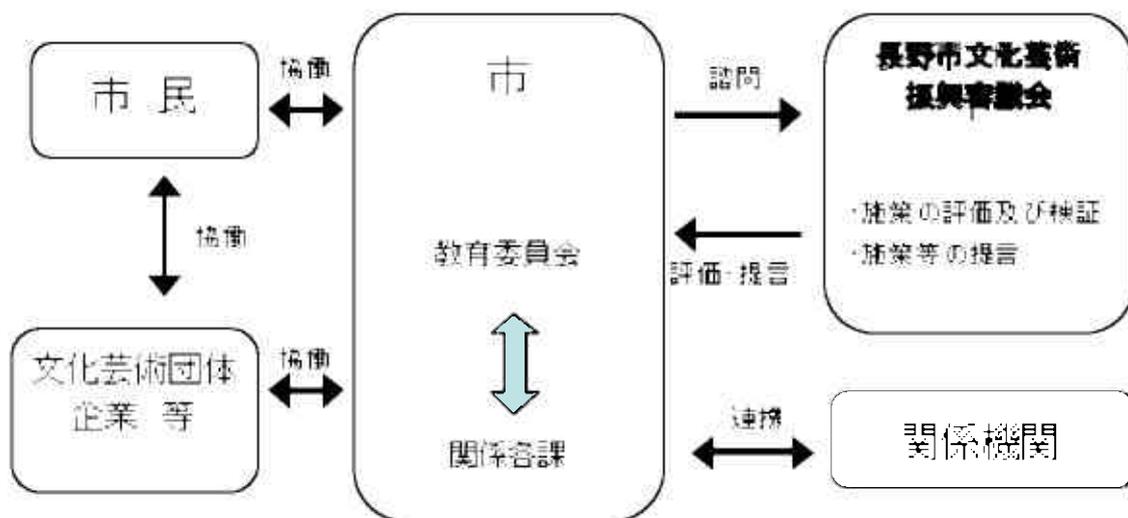
本計画の推進に当たっては、行政のみならず、市民、文化芸術団体、芸術家、ボランティア、教育機関など様々な活動主体が、それぞれの立場で積極的に取り組むことが必要です。

市は、これらの多様な主体と連携し、計画的かつ効果的に施策の推進を図るための組織を整備します。

外部委員による組織としては、学識経験者や各種団体代表、市民委員等で構成する長野市文化芸術振興審議会において、施策の評価及び検証を行うとともに、施策の進め方や事業の見直し等について提言をいただきます。

行政内部については、関係各課の連絡を密にし、事業の進捗状況の報告、施策の推進にかかわる部署間の連携及び調整を行うなど、計画的な推進に取り組みます。

また、施策の評価結果などは、市の広報やホームページ等により、市民に分かりやすい方法で公表します。



## 第2章 長野市の文化芸術振興の現状と課題

### 1 長野市文化芸術に関する市民アンケート（平成18年8月）実施概要

平成18年度 まちづくりアンケートのテーマ2 「文化芸術について」

目的 「文化芸術振興基本法」が施行され、長野市の文化芸術の振興に関する方針を策定するに当たり、市民の文化芸術に対する意識を調査するもの。

調査対象 市内在住の20歳以上の男女

有効標本数 4,979通

回収標本数 2,406通

回収率 48.3%

調査内容

#### 問1 この1年間の文化芸術の鑑賞・文化芸術の創作・実践について

##### ◎文化芸術の鑑賞

最も多い回答は「メディア芸術（映画、アニメーションなど）」（32.6%）で、次いで「美術（日本画・洋画、彫刻、書、写真など）」（30.5%）、「音楽（クラシック、ポピュラー、合唱、民謡など）」（29.9%）と続いています。

##### ◎創作・実践

「持っていない」が22.2%と最も高い割合となっていますが、創作・実践をした人の割合は、「美術（日本画・洋画、彫刻、書、写真など）」が7%、「音楽（クラシック、ポピュラー、合唱、民謡など）」が6.2%となっています。

#### 問2 今後の文化芸術への関わりについて

##### ◎今後の文化芸術への関わり

「特に「文化芸術」に関わる活動をしたいと思わない」（37.4%）と回答した人の割合が最も高くなっている一方で、実際に何らかの形で関わりたいと回答した人の割合を合わせると53.4%であり、中でも「著名な作家や他の人が作った作品を鑑賞したい」が31.8%と高い割合になっています。

##### ◎どの芸術分野に関わりたいか

「美術（日本画・洋画、彫刻、書、写真など）」（63.8%）が最も高く、次いで「音楽（クラシック、ポピュラー、合唱、民謡など）」（52.5%）、「メディア芸術（映画、アニメーションなど）」（34.6%）と続いています。

#### 問3 文化芸術活動振興のために必要なこと

「コンサートや美術展などの開催情報を提供する」（96.4%）が最も高く、次いで「児童・生徒の文化芸術に対する関心や興味を高める事業を実施する」（28.8%）、「コンサートや美術展などの開催を促す」（26.9%）と続いています。

#### 問4 文化芸術の範囲、経験・実践したこと

◎次の項目は、文化芸術の範囲に含むと思うか。また、この1年間に経験・実践したことはあるか

「おやき、そばなどの郷土食」「方言などの言語」「昔からの地域のならわし」

どの項目も、4割以上の方が文化芸術の動向に「盛況」と答えています。「盛況」と回答した人の割合を見ると、「昔からの地域のならわし」が64.6%と最も高い割合ですが、すべての項目について「分からない」と回答した人の割合が比較的高くなっています。

◎経験・実施については、「おやき、そばなどの郷土食（食べる、作るなど）」は「ある」と回答した人の割合が60.6%と高いですが、「昔からの地域のならわし（家で守っていることなど）」は「ない」と回答した人の割合が53.1%となっています。

## 問5 「ながの」の特徴的な文化芸術について

あなたが守り、伝え、広めたい「ながの」の特徴的な文化芸術はあるか（自由記述）

善光寺に関する文化・訪行事など、お盆の慣わし、郷土食、信代に関する文化、長野の行事、地域でのお祭り、長野独特の慣わし、長野の自然、戸隠神社のような古来信仰の地・鬼女社築伝説、長野の歴史、竹細工・裏わら細工・しめ縄作り、昔からの遊び、昔話・民話・民謡・童謡、古い家・かやぶき民家、等

## 2 アンケートから見た課題（まとめ）

多くの市民がメディア芸術（映画・アニメーションなど）、美術（日本画・洋画、彫刻、書、写真など）をはじめとする文化芸術を鑑賞し親しんでいる一方で、創作活動を実践している市民は、「鑑賞している」と回答した人数よりも少人数ですが、各分野で活動している市民がいます（問1「この1年間の文化芸術の鑑賞・文化芸術の創作・実践について」より）。

また、今後、何らかの形で文化芸術に関わりたいと回答された方が、過半数を超え（問2「今後の文化芸術への関わりについて」）、多くの市民が文化芸術に関心を持っていることが分かりました。

また、文化芸術を振興していくためには、「コンサートや美術展などの開催情報の提供」「文化芸術活動をしている団体の情報提供」「市民が利用できるホールやギャラリーなどの情報提供」が上位にあげられ、市民が文化芸術の情報の提供を要望していることが分かりました。

また、「コンサートや美術展などの開催を増やす」「音楽や演劇などの練習場を増やす」など様々な意見・要望があり、市民が文化芸術を身近に感じることのできる環境をいかに提供していくかが、文化芸術の振興における今後の大きな課題となります。同時に、文化芸術活動を行う機会を自らが積極的に作りだしていけるよう、市民自身が文化芸術に対する意識を改革していく必要があります。

### 1 計画の基本理念

文化芸術には、人生をより豊かにする力、世代を超えた喜びや感動をもたらす力、人々の心のつながりや連帯感を形成する力など、様々な力があります。これらの力を「文化力」とするならば、物の豊かさだけでなく心の豊かさが求められているように、文化力に富んだ地域社会の形成が重要です。

また、この文化力に富んだ魅力的な地域社会を形成していくためには、個性が輝く人の存在や活動がつながり支える仕組みがあること、魅力ある文化都市としての基盤が存在することが重要です。

本計画では、上位計画である第四次長野市総合計画に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を目指し、本計画の基本理念を次のとおり定めま

“個性が輝く人づくり、  
活動がつながり支える仕組みづくり、  
魅力ある文化都市としての基盤づくりにより、  
文化力あふれるまちを目指します。”

◎「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」では、文化芸術の振興による文化力あふれるまちづくりは、次の5項目を基本理念として行われなければならないと定めています。

#### 1 市民等が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ること

有形、無形を問わず貴重な歴史文化資源や、先人から受け継がれてきた文化芸術が保存され、将来に継承されるとともに、新たな地域の文化芸術が創造されることは、郷土を愛し、誇りと愛着を持つことのできる活力に富んだ地域社会の実現に寄与するものです。

#### 2 市民等の自主性及び主体性が十分に尊重されること

市民一人ひとりは、自由に文化に関わり、自由に表現できる権利を持っており、文化芸術は、その主体である人間の自由な発想による精神活動及びその表れであることから、文化芸術の振興に当たっては、一人ひとりの自主性及び主体性が十分に尊重されなければなりません。

#### 3 市民等の文化芸術に対する意欲の高揚を図ること

文化芸術を身近に感じ、親しむことができるためには、市民の関心と理解を高めることが肝要であり、市民の文化芸術に対する意欲の高揚を図るため、日常生活において身近に文化芸術を感じることができ、市民の意欲が文化芸術の施策に反映しやすい環境づくりを図る必要があります。

#### 4 市及び市民等がそれぞれの役割を担い、相互の連携及び協働により推進すること

文化芸術の振興は行政だけで推進できるものではありません。市及び市民、文化芸術団体、企業、大学その他の教育機関等が互いの役割を認識し、情報を共有し、連携・協働することにより推進していくことが大切です。

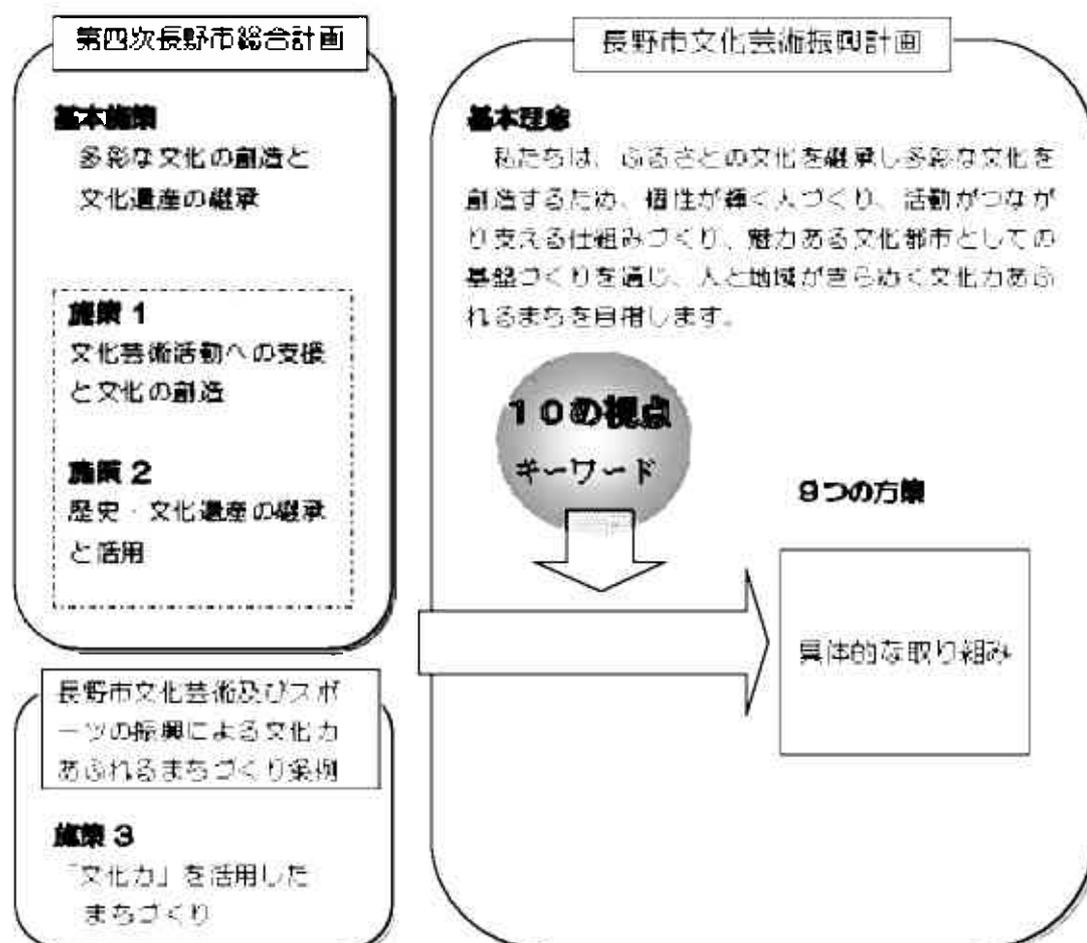
## 5 市民等が等しく文化芸術に親しみ、参加し、又はこれらの活動を活発に行うことができる環境の整備を図ること

全ての市民は、文化的な環境に生きる権利を有し、自由に文化芸術を創造し、またこれを楽しむことは権利として最大限尊重されなければなりません。

子ども、高齢者、障害者などあらゆる人々が、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造活動などの機会を提供できるよう、環境の整備を図ることが重要です。

## 2 方策と取り組みの展開の視点（キーワード）

第四次長野市総合計画では、「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」を基本施策に、2つの施策を掲げています。個別計画となる長野市文化芸術振興計画においては、2つの施策に加え、「長野市文化芸術及びスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」に基づいて、10の視点（キーワード）から、基本理念を基に長野市の文化芸術振興の指針を具体的な取り組み（事業）として9つの方策に示し、事業を推進してまいります。



## 10の視点（キーワード）

### ■文化芸術の環境整備

文化芸術を振興していくためには、日々の日常生活の中で、文化芸術に触れ、趣味や遊びを通して行える環境が大切です。気軽に文化芸術に触れる環境づくりのため、「文化芸術に親しむ」「文化芸術で遊ぶ」視点から具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術と子ども

子どもの頃の『文化芸術との良い出会い』が、文化芸術に親しむきっかけづくりとして、とても大切です。知育・徳育・体育の大切さが言われるとともに、情操教育において文化芸術の果たす役割はますます重要になっています。子どもたちを取り巻く文化芸術の環境を充実する視点から具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術に関わる人材の育成

文化芸術を振興していくためには、リーダーやその活動を支えるスタッフ、ボランティアの存在が重要です。文化芸術活動を支える市民団体・NPO等を育成・支援し、市民自らが企画運営できる体制づくりを支援する具体的な取り組みを展開します。

### ■市民等との協働

文化芸術の振興は行政だけで推進できるものではなく、市及び市民や文化芸術団体等がお互いの役割を認識し、連携協働していくことが大切です。文化芸術団体や市民ボランティア等との協働の視点から具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術の情報収集と発信

高度情報化の進展に伴い、大容量の情報が発信される社会となる中で、文化芸術に関する行事、イベント、講座、人材、施設など多様な情報を収集し、これらの情報をインターネット、マスメディア等を通じて、市民が使いやすく、分かりやすい形でタイムリーに発信できるよう具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術施設の整備と充実

街角・公園や空きビルなど、文化スペースとして利用できる場所が多くあります。従来の文化施設のあり方を検討し、整備充実を図るとともに、これらを有効利用し、魅力的な地域づくりの視点から具体的な取り組みを展開します。

### ■伝統文化の伝承

多くの伝統文化が伝承されているものの、後継者不足や経済的理由により伝承されずに途絶えているものがあります。伝統文化を現代の視点で捉えなおし、適切な形で次の世代に伝承していくことが望まれています。地域の実状に適した具体的な取り組みを展開します。

### ■歴史・文化遺産の継承と活用

長野市内には、多くの歴史・文化遺産があります。これらの文化財を地域の資源として、適切に保存・継承するとともに積極的に活用する魅力的な地域づくりの視点から具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術を通じた交流

文化芸術は、音楽、美術、演劇、伝統芸能など多様な分野があり、これら他分野との交流、都市と農村、都市間、国際間の交流を通じて異なる分野を知り理解を深めることは、自らの活動を見直す機会や活性化を促すことから、様々な交流活動が推進できるよう具体的な取り組みを展開します。

### ■文化芸術と観光（経済）

文化芸術振興による地域活性化への効果のイツとして、経済的効果が期待できます。長野市の特色をいかした文化芸術を振興することにより都市を訪れる観光客を集客し、観光面での経済効果を結びつける視点から具体的な取り組みを展開します。

### 第3章 計画の推進

#### 3 方策の展開と具体的な取り組み

第四次長野市総合計画前期基本計画

政 策： ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承

基本施策： 多彩な文化の創造と文化遺産の継承

方 針： 貴重な文化遺産や伝統芸能を継承するとともに、新たな芸術文化を創造し、国内外に発信することで、地域への誇りと愛着を育む文化の薫りあふれるまちを目指します。

#### 【施策1】文化芸術活動への支援と文化の創造

##### ■施策の目標

文化芸術の新たな担い手を育成し、市民の文化芸術活動を支援することにより、文化的風土を醸成し、個性と魅力ある市民文化の振興を目指します。

指標項目	現況値H17	目標値H23	目標値H28
芸術文化ホール・ギャラリー・複合場の年間利用者数	231, 168人	461, 436人	556, 625人

#### 【施策2】歴史・文化遺産の継承と活用

##### ■施策の目標

市民と行政が一体となり、伝統芸能や文化財を地域資源として積極的に保存・活用しながら後世へ継承することにより、歴史的・文化的遺産をいかした魅力的な地域づくりを目指します。

指標項目	現況値H17	目標値H23	目標値H28
松竹ボランティアガイド年間案内者数	51, 896人	67, 466人	84, 330人
市民参加による文化財の年間活用件数	172件	400件	570件

#### 【施策3】「文化力」を活用したまちづくり

##### ■施策の目標

地域の伝統文化や優れた景観などの文化資源を地域づくりにいかすとともに、文化芸術の持つ様々な力を活用し、「文化力」あふれるまちづくりを目指します。

指標項目	現況値H20	目標値H28
文化・教育・観光の連携など、学びたいことを学ぶ環境が整っていると答える人の割合	47. 8%	60. 0%
歴史・文化の保存や継承が、適切に行われていると答える人の割合	47. 9%	60. 0%
市の魅力との間で文化や観光など、市民が貢献できる機会や協力があると答える人の割合	17. 9%	30. 0%

## 長野市文化芸術振興計画 “ 9つの方策”

### □文化芸術活動への支援と文化の創造

方策1 文化芸術に対する意識の高揚を図ります！

方策2 文化芸術の鑑賞や発表の機会の充実を図ります！

方策3 市民等の自主的で創造的な文化芸術活動の支援を促進します！

方策4 市民ニーズに対応した情報の発信を促進します！

方策5 文化芸術振興の拠点となる施設を整備し、適切な運営管理を図ります！

### □歴史・文化遺産の継承と活用

方策6 伝統文化の保存・継承活動の支援を図ります！

方策7 歴史・文化遺産の継承と活用を図ります！

### □「文化力」を活用したまちづくり

方策8 文化資源を活用した地域づくりの推進を図ります！

方策9 文化芸術の振興により、産業や観光の振興を図ります！

### 3 方策の展開と具体的な取り組み

#### 施策1：文化芸術活動への支援と文化の創造

### 【方策1】文化芸術に対する意識の高揚を図ります！

文化芸術は、人によって育まれ、育まれ、発展し、郷土への愛着を醸成するとともに、次世代を担う子どもたちの豊かな感性を育み、人々の生きがいづくりにつながります。また、優れた文化芸術は、魅力ある都市づくりの重要な要素をなすものであり、多くの市民がこれらを実感・享受できる方策を推進します。

- 多様な文化芸術事業の企画実施
- 文化芸術を楽しむ多様なスタイルの推進
- 野外彫刻ながのミュージアム事業の推進

### 具体的な取り組み（事業）

#### ■多様な文化芸術事業の企画実施

- ① 多様な文化芸術に身近に接することができるよう、音楽、美術、演劇や伝統芸能など様々な文化芸術事業を企画実施します。

長野市文化芸術協議会、文化芸術関係団体などと連携・協力し、長野市の一大文化芸術イベントとして「NAGANO文化芸術フェスティバル」を開催し、文化芸術に気軽に親しむことのできる機会の充実を図ります。

文化芸術事業の企画に当たっては、関連イベントとの集中開催や効果的な広報宣伝による文化芸術の啓発活動、子どもから高齢者まで、誰もが参加できる魅力ある内容、イベントを支える市民等も楽しむことのできる運営のあり方等の採用を考慮します。

#### ■文化芸術を楽しむ多様なスタイルの推進

- ② 文化芸術を通じ自己表現できるよう、入門講座や体験教室等を開催します。

公民館、市施設の指定管理者等と連携・協力し、市民が文化芸術に親しむきっかけとなる魅力ある教室を開催し、文化芸術に親しむ機会を充実します。

教室の企画に当たっては、次の事項を考慮します。

- 市が開催する教室は、指定管理者等が実施する教室と原則、重複しないこと
- 指定管理者は、施設の特性や民間のノウハウをいかすこと
- 出前教室・定期的な巡回教室・早朝教室・単発の体験教室など、対象者が参加しやすい日時、場所であること
- 質の高い指導者の確保と魅力ある内容であること

- 教室に継続性があること
- 参加しやすい申し込み方法であること（体験会や開学会後の受付可など）
- 受益者負担の考え方から適当な参加料であること

## ■野外彫刻ながのミュージアム事業の推進

- ④ 誰もが気軽に芸術に触れられるように、「野外彫刻ながのミュージアム事業」を推進し、配置方法などを検討し、野外彫刻の魅力向上を図ります。

昭和48年に「長野市野外彫刻賞」を創設し、受賞作品を市内の公園や広場、公共施設等に設置しています。この野外彫刻を広く鑑賞していただくよう、市内全域を美術館になぞらえた「野外彫刻ながのミュージアム構想」を推進し、市民に親しまれる「彫刻のまちながの」を目指しています。

これら野外彫刻の持つ芸術性を都市景観にいかすとともに、日常生活の中で、気軽に芸術に触れることにより文化芸術活動を行う動機付けを図ります。

- 野外彫刻の新規設置

平成24年度末で138点となった野外彫刻を、今後も継続して設置します。

- 野外彫刻を活用した事業

野外彫刻めぐり、野外彫刻写真コンテスト、ガイドマップの配付など、現在実施している事業に加え、野外彫刻案内ボランティアの養成、野外彫刻スタンプラリー等、野外彫刻の一層の周知と活用を図ります。

施策1：文化芸術活動への支援と文化の創造

## 【方策2】文化芸術の鑑賞や発表の機会の充実を図ります！

質の高い魅力的な文化芸術に触れた時、人は喜びと感動を覚えます。心豊かな暮らしの実現のために、市民が文化芸術に興味や関心を抱き、身近な施設で鑑賞ができる環境づくりを進めます。

また、市民の文化芸術活動が、文化芸術を受容、鑑賞するだけでなく、創作や発表といった創造的な活動へと発展し、多くの市民が文化芸術の創造の芽を育み、自己実現を図ることができるよう環境づくりを推進します。

特に、子どもは、新しい文化芸術の創造と発見において無限の可能性を秘めています。本市の将来を担う子どもたちが個々に持っている能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、文化芸術の鑑賞・体験教室の機会を提供します。

- 国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や支援
- 文化芸術活動の成果を発表する機会の提供や支援
- 幼年期からの文化芸術体験の促進

### 具体的な取り組み（事業）

#### ■国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や支援

- ① 市民が優れた舞台芸術等の文化芸術に触れることができるように、次の各種のコンサート等の文化芸術事業を企画・開催します。

開催に当たっては、市民に支持されるような内容の充実に努めます。

- クラシック音楽を中心とした各種のコンサートの企画・開催
- 各種の伝統芸術の公演の企画・開催
- パシエ、演劇等の舞台芸術の企画・開催
- 映画祭の開催等メディア芸術の企画・開催
- 地域の音楽会、PTA等を対象にした市政出前講座（野外彫刻ミュージアム事業・文化芸術の紹介等）の開催

- ② 市民が優れた美術作品に触れることができるように、次の展覧会を企画・開催します。

開催に当たっては、「やさしく・深く・おもしろく」をモットーに市民に支持されるような内容の充実に努めます。

- 絵画や書道等の展覧会の企画・開催
- 彫刻や伝統工芸の展覧会の企画・開催

## ■文化芸術活動の成果を発表する機会の提供や支援

---

### ③ 市内の各種文化芸術団体の舞台発表の機会を提供します。

機会の提供に当たっては、多くの市民が気軽に発表及び鑑賞できるようなります。

- 長野市文化芸術祭（舞台部門）の開催
- 長野市民演劇祭の開催

### ④ 作品発表の場を提供します。

発表の場の提供に当たっては、多くの市民が気軽に作品発表及び鑑賞できるようなります。

- 長野市風景画展の開催
- 長野市文化芸術祭（展示部門）の開催
- 長野県障害者文化芸術祭「作品展」の市庁舎内展示
- 市民ギャラリーなど発表会場の整備

## ■幼年期からの文化芸術体験の促進

---

### ⑤ 子どもたちが様々な文化芸術を体験することができるプログラムを提供します。

子どもは、新しい文化芸術の創造と発局において無限の可能性を秘めています。本市の将来を担う子どもたちが自らに持っている能力を引き出し、感性を磨き、創造性豊かな人間形成がなされるように、鑑賞や体験の機会を提供します。

市が主催・共催する教室、大会、イベント等の事業において、子どもたちの参加を促す工夫や参加しやすい環境を整備します。

### ⑥ 親子で参加し、楽しめるクラシック音楽や演劇などの鑑賞の機会を提供します。

子どもの頃の『文化芸術との良い出会い』が、文化芸術に親しむきっかけづくりとして、とても大切です。知育・徳育・体育の大切さが言われるとともに、情操教育において文化芸術の果たす役割はますます重要になっています。親子で参加し、楽しめるクラシック音楽や演劇などの鑑賞会等を企画・実施します。

### 施策1：文化芸術活動への支援と文化の創造

## 【方策3】市民等の自主的で創造的な文化芸術活動の支援を促進します！

市民等の文化芸術活動が、文化芸術を享受、鑑賞するだけでなく、創作や発表などにより創造的な活動へと発展し、多くの市民が文化芸術の創造の芽を育み、自己表現を図ることができる環境づくりを推進します。

また、芸術家の育成、文化芸術活動の専門的な知識を有する人材の確保、企業メセナ活動<sup>※1</sup>の推進により、そのネットワークを構築し、活発な人的交流を行い、市民による市民の文化力の向上を図る仕組みづくりを推進します。

- 助成金・補助金等の充実
- 市民ディレクターの育成・活用及び関係団体との連携
- 生涯学習リーダーバンクの充実・活用
- 文化芸術ボランティアの育成・活用
- 日常的な活動場所の確保・提供

## 具体的な取り組み（事業）

### ■助成金・補助金等の充実

- ① 市民団体の自主的・自発的な舞台発表・作品展などに対する事業費の助成金・補助金の充実に努めます。

文化芸術活動を実施したくても資金の確保ができない団体や資金不足により充実した活動ができない団体などに助成金を交付し、市民団体の自主的・自発的な文化芸術活動を支援します。

- ② 必要物品の貸し出し等を行い、活動を支援します。

展示パネルや展示幕など、文化芸術団体で用いることが困難な物品の貸し出し等を行い、文化芸術活動を支援します。

### ■市民ディレクターの育成・活用及び関係団体との連携

- ③ 文化芸術活動を行う市民団体等が気軽に相談できる市民ディレクターを育成し、文化芸術活動の活性化を図ります。

市民等の充実した文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント<sup>\*2</sup>ができる市民ディレクターを育成し、会場の確保、公演方法や補助制度などについて、市民等が気軽に相談できる制度について、研究、検討します。

**④ 文化芸術活動を目的とした市民団体・NPO等の育成・支援と連携強化により、文化芸術活動の活性化を図ります。**

文化芸術団体・NPO等の育成・支援を図るとともに、連携を強化し、協働による取り組みを進めることにより、文化芸術活動の活性化を図ります。

**⑤ 企業による積極的なメセナ活動<sup>\*1</sup>が、市民等の活動にスムーズにいかされるための施策を展開します。**

企業による積極的なメセナ活動が行えるよう調査・研究するとともに、市内の事業所等が有する多様な人材能力等が、市民等の文化芸術活動の支援にいかされるよう企業に働きかけます。

**⑥ イベントの開催などに当たり、技術家や学生等との連携を図ります。**

イベントを開催するなどに当たり、本市の文化芸術活動を推進するリーダーともいえるバギアーティストや専門的な知識を有する大学などの学生等との連携・協働を積極的に図ります。

## ■生涯学習リーダーバンクの充実・活用

---

**⑦ 文化芸術にかかわる技能等を有する生涯学習リーダーバンクの充実を図り、積極的に活用します。**

文化芸術にかかわる専門の技能等を有する文化芸術指導者等が登録する生涯学習リーダーバンクの充実を図り、文化芸術に関する指導者の支援を必要としている団体等に情報提供をいたします。

また、リーダーバンクに登録している地域の文化芸術指導者やボランティアを対象にした講演会や講習会等を開催するなど、文化芸術指導者等の必要向上を図ります。

## ■文化芸術ボランティアの育成・活用

---

**⑧ 文化芸術ボランティア活動に参加意欲を持つ市民等に対し、情報提供を行うとともに、各種文化芸術事業への活用を図ります。**

文化芸術に関するボランティア活動に参加意欲を持つ市民等に対し、積極的に活動に組みこめるよう必要な情報提供を行うとともに、ボランティアバンクの創設及びその活用について研究、検討します。

## ■日常的な活動場所の確保・提供

---

**⑨ 市民等の文化芸術にかかわる日常的な自主活動の場の確保・提供に努めます。**

市民等の日常的な練習・稽古・研究等の活動の場として、公民館、もんぜんびら座等の市有施設を貸し出し、市民等の文化芸術活動を支援します。

例1. スポンサー活動：企業が社会貢献の一環として行う文化芸術に対する支援活動。企業名を冠する音楽祭・美術展など直接に援助する場合と、財団法人などを設立して援助する場合とがあり、資金提供のほか、文化施設の利用・運営なども含まれる。

例2. アートマネジメント：文化芸術に関する事業の運営、文化芸術施設の管理運営、芸術家の活動の支援、文化芸術団体の経営、またはその他ために必要な文化芸術関連分野での資金調達やマーケティング、プロパゲンダ、経営、会計の知識や技術のこと。

#### 施策1：文化芸術活動への支援と文化の創造

## 【方策4】市民ニーズに対応した情報の発信を促進します！

文化芸術に関する各種イベントや講座の開催、施設の利用状況など多様な情報を収集し、これらの情報をインターネット、マスコミ等を通じて、誰でも身近で入手ができ分かりやすい形でタイムリーに発信できるような環境を整備します。また、文化芸術の分野における本市の魅力を、国内外に効果的に発信していきます。

- イベント情報などの効果的な情報発信
- 歴史と風土に育まれた“ながの”独自の文化の発信
- 文化財など、観光資源と結びつけた効果的な情報発信

### 具体的な取り組み（事業）

#### ■ イベント情報などの効果的な情報発信

- ① 広報ながのや市ホームページ、マスコミなど、多様な媒体を利用した多角的できめ細かい情報の提供・発信を行います。
  - 市報（広報ながの）、市ホームページ、インターネット、地区回覧などのほか、新聞・タウン誌、テレビ、ラジオ、及び記者会見などのマスコミを利用するなど、多角的な情報発信に努めます。
  - 行政職員は、一人ひとりがスポーツスマン（情報発信者）であるとの認識に立ち、出前講座、教室、大会、地域の文化イベントなどの機会を利用した口コミ効果、チラシ配布・掲示などの啓発活動を積極的に行い、きめ細かな情報の提供・発信に努めます。
  - 文化施設を情報の発信場所とし、誰もが利用できる情報コーナー（掲示板）の設置など利用者の利に立った情報の提供・発信に努めます。
  - イベント情報のほか、文化芸術活動の拠点となる施設の紹介など、文化芸術に親しむ動機付けとなるような身近な情報を掲載した文化カレンダー（文化情報誌）の発行を検討します。

#### ■ 歴史と風土に育まれた“ながの”独自の文化の発信

- ② 様々な機会を通して、歴史・風土に育まれた“ながの”独自の文化を国内外に発信します。

長野市には、善光寺（善代）戸隠など歴史に育まれた貴重な文化遺産が多く残されており、それぞれに独自の歴史と多様な伝統文化が息づいています。今後、それらを地域固有のものとして継承発展させるとともに、国内外にその魅力を効果的に発信するよう努めます。

## ■文化財など、観光資源と結びつけた効果的な情報発信

---

- ③ 市内に数多く存在する文化財、歴史的建造物、野外彫刻等の観光資源と文化を結びつけ、長野の文化芸術の魅力を国内外に発信します。

長野市には、善光寺、松代地区をはじめとする文化財や歴史的建造物、野外彫刻等など、数多くの文化的観光資源があります。これらの資源に関する情報を効果的に国内外に発信することにより、文化芸術を活用した観光振興、産業の活性化を図ります。

### 施策1：文化芸術活動への支援と文化の創造

## 【方策5】文化芸術振興の拠点となる施設を整備し、適切な運営管理を図ります！

文化芸術活動の拠点となる施設は、鑑賞・発表・創作・交流など、市民の文化芸術活動を支える重要な社会基盤であり、文化芸術の振興に欠かせない施設です。本市では、岩里市民文化ホールをはじめ、生涯学習センターなど多くの施設を整備してきました。今後は、多様化する市民の文化芸術活動に対応するため、文化芸術振興の拠点となる施設を整備するとともに、既存施設を有効活用し、一体的に本市の文化芸術振興を推進するための適切な運営管理を行います。

また、文化芸術活動の拠点となる施設の市民満足度を高めるためには、施設整備と併せて、市民が利用しやすい施設運営に努めることが重要です。本市の文化芸術活動をより活性化させるため、市民ニーズに沿った施設の利用・運営方法について検討し、実施します。

- 文化芸術振興の拠点の整備
- 適切な運営管理の実施
- 文化施設等の連携

## 具体的な取り組み（事業）

### ■文化芸術振興の拠点の整備

- ① 文化芸術活動を通じて、人が集まり、それぞれが交わり、新しい文化を創り出す文化芸術振興の拠点として、市民に親しまれる賑わいの場を計画的に整備します。
  - 適切な広報活動に努めるとともに、アンケート調査などを実施して市民ニーズの把握に努め、施設整備計画にいかします。
  - 施設整備の方針や計画決定のプロセスに市民が参加することにより、市民に愛され誇りに思われるような施設を目指します。
  - 優れた文化芸術作品を鑑賞するだけでなく、市民等が憩える交流の場が提供できるような施設の整備に努めます。

### ■適切な運営管理の実施

- ② 施設整備に併せて運営計画についても調査研究し、文化芸術の振興を効率よく推進するための運営管理を行います。

- これ迄の施設整備に見られたハード優先思想からの脱却を目指し、基本理念や目標を明確にした上で、必要な事業を効率的に実施できる運営方法や体制の実現を図ります。
- 施設の運営管理に当たっては、民間活力の導入など維持管理コストの削減に取り組むとともに、適切な事業費の算定と財源の確保に努めます。

**④ 利用時間の延長や申込方法等、施設を利用する市民等のニーズに合った柔軟な運営管理を検討します。**

- 休館日、開館時間及び利用時間区分等については、利用者の立場に立って設定し、事前協議により時間外利用にも対応するなど、利用者が使いやすい運営管理を検討します。

## ■文化施設等の連携

**④ 文化施設や社会教育施設等の情報交換や連携を促進します。**

- 文化施設だけでなく、市民にとって身近な文化芸術活動の拠点である公民館や生涯学習センター等の社会教育施設が互いに情報交換を行い、連携した事業や活動を展開できるよう推進します。

#### 施策2：歴史・文化遺産の継承と活用

## 【方策6】伝統文化の保存・継承活動の支援を図ります！

それぞれの地域に伝承されている貴重な伝統文化や郷土芸能において、後継者不足や経済的理由により伝承されずに途絶えているものがあります。伝統文化や郷土芸能を改めて貴重な文化遺産として見直し、適切な形で次の世代に伝承できるよう支援していきます。

- 伝統文化・郷土芸能の指導者・後継者の育成や保存団体の支援
- 地域に根ざした伝統芸能継承活動の促進

### 具体的な取り組み（事業）

#### ■伝統文化・郷土芸能の指導者・後継者の育成や保存団体の支援

##### ① 伝統文化や郷土芸能を継承・保存する活動に対する補助金等の助成を行います。

それぞれの地域に伝わる伝統文化や郷土芸能は、地域の活性化に寄与するとともに、本市の貴重な財産です。伝統文化や郷土芸能を継承・保存する活動に対する補助金等の助成を行います。

##### ② 地域における伝統文化の継承者や指導者育成への支援を行います。

少子高齢化や地域コミュニティの衰退等による伝統文化の後継者不足を補うため、地域における伝統文化の継承者や指導者等の育成に対し支援を行います。

#### ■地域に根ざした伝統芸能継承活動の促進

##### ③ 地域の伝統芸能を掘り起こし、多くの市民が鑑賞し触れることのできる機会を提供します。

地域に伝わる伝統芸能を掘り起こし、貴重な文化遺産として見直し、多くの市民が鑑賞し触れることのできる機会を提供することにより、適切な形で次の世代に引き継いでいけるよう支援します。

##### ④ 地域の伝統文化や伝統行事などの継承や復活に向けた取り組みを支援し、地域の伝統文化の活性化に取り組みます。

後継者不足や経済的理由により継承されずに途絶えているものや継承が困難なものについて支援し、地域の伝統文化の活性化に取り組みます。

#### 施策2：歴史・文化遺産の継承と活用

### 【方策7】歴史・文化遺産の継承と活用を図ります！

文化財は、郷土の歴史や文化の理解に欠くことのできない市民共通の財産であり、新たな文化を創造する上での基礎となるものです。

このため、貴重な文化財を適切に保存・整備するとともに、積極的にまちづくりに活用することで、確実に次の世代に継承していきます。

- 文化財の調査及び「文化財保存・活用計画」の策定
- 文化財の保存及び活用の推進
- 文化財に関わる人材の育成
- 文化財に頼る機会の拡大

### 具体的な取り組み（事業）

#### ■文化財の調査及び「文化財保存・活用計画」の策定

##### ① 文化財に関する調査を実施し、基礎資料の蓄積を図ります。

長野市には、善光寺及びその周辺地区、松代や戸隠地区などをはじめとして歴史的建造物や史跡、彫刻などの貴重な文化財が数多くあるため、文化財に関する調査を計画的に実施し、現状を把握することに努め、文化財保護に関わる基礎資料の充実を図ります。

##### ② 基礎資料を基に、文化財の有効な保存と活用を図るための基本計画を策定します。

文化財の調査によって得られた基礎資料を基に、地域社会の生活に根付いた文化財の活用を進めるために、市民やNPOなどの参加を得て、地域文化の創造やまちづくりに資する文化財の保存と活用の基本計画を策定します。

#### ■文化財の保存及び活用の推進

##### ③ 歴史的建造物や庭園などの有形文化財について、その種類や特性に応じた保存・整備に計画的に取り組み、活用を図ります。

文化財調査の基礎資料における歴史的建造物や庭園などの有形文化財について、相互の文化財や地域的な特性などに応じて、面的に保存・整備する方を検討し、市民やNPOなどの参加を得て、地域づくりやまちづくりに資する活用を図ります。

- ④ 伝統行事や伝統芸能等の無形文化財について、映像等により記録し、保存・継承に努めます。

伝統行事や伝統芸能等の無形文化財について、補助金等による活動の支援とともに、無形文化財を形として継承するために映像等による記録を準備、実際の活動とともに映像記録の保存・活用にも取り組めます。

- ⑤ 埋蔵文化財について、埋蔵地分布地図の充実と情報公開を図るとともに、発掘や出土品の公開を通じて、周知・活用に努めます。

埋蔵文化財の保護のために、埋蔵文化財埋蔵地分布地図の充実と情報公開を図り、発掘調査学習体験会や現地説明会の開催、発掘調査速報展や出張展示等による出土品の公開などを通じて、市民への周知と公開、有効活用に努めます。

- ⑥ 地域の歴史・文化遺産を市民と行政とが一体となって保存・活用する取り組みを進めます。

地域の歴史や文化と密接に結びつき、魅力的な地域づくりの核となる歴史・文化遺産の保存・活用を市民が主体となって企画立案し、その実践を行政が支援する体制づくりの取り組みを進めます。

- ⑦ 「善光寺と門前町」の世界文化遺産登録と重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。

「善光寺と門前町」の世界文化遺産登録に向けて、学術的な調査研究を更に進めるとともに、その保護措置として善光寺及び周辺の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指します。重要伝統的建造物群保存地区の選定により伝統的建造物群の歴史的な景観を保護保全し、次代に継承するとともに、活用に努めます。

## ■文化財に関わる人材の育成

- ⑧ 文化財の保護に関わるボランティアなどを育成し、その取り組みを支援します。

文化財に親しむ機会を設定して、文化財への興味関心を広く喚起し、文化財の案内や調査、文化財パトロールなどを市民主体で行えるように、ボランティアの育成環境を整備し、その活動への取り組みを支援します。

## ■文化財に親しむ機会の拡大

- ⑨ 文化財に親しむきっかけづくりを推進します。

歴史的建造物や庭園、寺院などの文化財の公開に加えて、芸術作品の展示やコンサートの開催、学校や地域においての伝統文化や文化財の学習、体験などの文化財に親しむきっかけづくりを推進します。

- ⑩ 博物館や真田宝物館などを中心として、市民ニーズに応じた展示・普及事業の拡充に努めます。

博物館や真田宝物館などの文化財保存公開施設において、地域の歴史・文化遺産の展示や普及事業を積極的に開催して文化財に親しむ機会の拡充に努め、市民の文化財に対する興味関心を喚起します。

施策9：「文化力」を活用したまちづくり

**【方策8】文化資源を活用した地域づくりの推進を図ります！**

地域固有の歴史や風土の中で育まれてきた伝統文化や、祭りをはじめとする伝統行事などは、地域の個性を確立するための基盤であり、地域に活力を与えるものです。

地域の伝統文化や文化財を保存・継承するだけでなく地域振興のために積極的に活用し、地域の魅力や活力を向上させ、地域づくり・賑わいづくりにつなげていくことが大切です。

また、文化活動を、文化芸術の振興だけでなく、持続可能な地域のコミュニティづくり、ボランティア活動の活性化の手段として活用し、地域の活性化につなげていくことが必要です。

- 文化資源をいかした地域づくりの推進
- 文化活動による地域の活性化

**具体的な取り組み（事業）**

**■文化資源をいかした地域づくりの推進**

① **地域の伝統文化や有形・無形の文化財、野外彫刻を積極的に活用します。**

地域の伝統文化や有形・無形の文化財、市内各地に設置した野外彫刻等を地域振興のために積極的に活用することで、地域の魅力や地域住民の活力を向上させ、地域づくりや賑わいづくりにつながるよう推進します。

② **地域の文化資源を活用した地域間交流の推進を図ります。**

他地域との文化交流は、地域の文化芸術活動を活性化させるとともに、文化を通じた相互理解を深め、地域のまちづくりにもつながります。地域固有の文化資源を活用し、他地域との文化交流を積極的に推進します。

③ **地域住民を結びつける文化芸術活動の促進を図ります。**

新たな地域住民のつながりを作り出し、顔の見える地域、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、各地域の文化祭などで行われている地域住民によるコンサートや絵画展など、地域で行われる文化芸術活動を促進します。

## ■文化活動による地域の活性化

---

### ④ 文化芸術、景観等を活用した地域のブランドづくりを推進します。

地域の伝統文化や歴史的建造物の景観等は、特色ある地域づくりの大きな要素となるものであり、地域の経済活動の活性化にもつながるため、これらの地域資源を活用した事業等を検討します。

### ⑤ 地域の祭りや伝統文化の継承を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

地域の祭りや伝統文化活動は、文化芸術の振興だけでなく、地域のコミュニティづくりにもつながるため、これらの活動を地域コミュニティの活性化に活用します。

施策9：「文化力」を活用したまちづくり

**【方策9】文化芸術の振興により、産業や観光の振興を図ります！**

文化芸術は、そのものが持つ価値はもとより、地域の活性化や産業への波及効果があります。文化芸術活動や地域の伝統文化、文化財などの文化資源をいかして、地域産業の活性化を促進します。

また、伝統的な祭りや文化財、大規模な芸術祭などは、本市観光の重要な要素になっています。文化資源は人を引き付ける魅力を有するものが多く、地域の魅力アップや観光資源としての活用が期待されていることから、地域の文化資源を活用した観光振興を促進します。

- 文化芸術と産業の振興
- 文化芸術と観光の振興

**具体的な取り組み（事業）**

**■文化芸術と産業の振興**

- ① **地域の文化芸術をいかし、固有の物語性を持ったサービスや特産品づくりを促進します。**  
地域の文化芸術（芸術）などを商品イメージに取り入れ、固有の物語性を持ったサービスや独自の特産品・土産品の開発を促進します。
- ② **文化芸術の創造性をいかした伝統工芸や地域産業の振興を図ります。**  
文化芸術（アート性）と結びついた、付加価値の高い商品開発（デザイン・色彩など）を促進します。
- ③ **企業、商工団体、NPOなどとの連携を活用した文化芸術活動を促進します。**  
企業、商工団体、NPOなどがメセナ活動（コンサートの主催、資金の提供、チケット販売の協力等）を行うための情報提供、仕組みづくりを促進します。
- ④ **文化芸術活動による集客力をいかした地域及び商業の活性化を図ります。**  
文化芸術活動に参加する人がまらまら回遊し、地域の活性化につながるように、商工団体が取り組む活動を促進します。  
まらの空間や資源（道路、公園、広場、店舗等）を活用して、文化芸術の発表や展示を行うことにより、商業（商店街）の活性化につながる活動を促進します。

**⑥ 郷土料理や伝統的な食文化を継承する活動を推進します。**

地域の食材による郷土料理などの食文化や食言の大切さを伝えます。

日本古来の食文化・郷土食を継承するための人材育成と次世代を担う子どもたちへの食農教育を推進します。

公民館等が開催する郷土料理の講習会での体験学習などを通じて、“ながら”ならではの「食」を知り、次世代に伝えていく取り組みを推進します。

郷土料理や伝統的な食文化の継承を支援する食生活改善推進員や農村女性団体等のボランティア団体の活動を支援します。

## ■文化芸術と観光の振興

**① 文化資源を観光資源として積極的に活用するとともに他の観光資源との組み合わせにより誘客を促進します。**

善光寺や美術館・博物館、野外彫刻、祭りなど、ハード・ソフトの両面にわたった文化資源の活用や関連団体との連携により、地域の魅力を国内外に発信することで集客の向上を図ります。

これらの文化的な観光資源と豊かで美しい自然や、体験型・学習型の観光素材と組み合わせることにより、いままで以上の誘客促進を図ります。

**② 文化資源を活用した観光ルートを設定します。**

物語性を持たせた観光ルートを設定し、市内に点在する文化的な観光資源を巡る周遊型・滞在型の観光を推進します。

**③ 文化資源の保全・伝承活動を観光資源として活用します。**

地域に見つかる伝統的な行事やイベントなどの観光資源を活用することで、地域の活性化を図るとともに、回客も訪れたいくなるようなまろづくりを目指します。

## 長野市文化芸術振興計画

平成22年4月

長野市教育委員会 生涯学習課・文化財課

〒380-8512 長野市大字鍋屋町 1613番地

TEL 026(224)7504 FAX 026(224)5104

E-mail:gakusy@city.nagano.nagano.jp